

News Letter 2026年10月号

建物も「即時償却」の対象に！ 中小企業の大型投資を後押しする 『大胆な投資促進税制』が2026年度創設



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 大胆な投資促進税制
- 2 制度の概要
- 3 申請のながれ
- 4 ご注意いただきたい3つのポイント

① 大胆な投資促進税制

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、2026年度税制改正で、建物を含む大型投資を後押しする「大胆な投資促進税制(特定生産性向上設備等投資促進税制)」が創設されました。

令和11年3月31日までの間に、産業競争力強化法に基づく確認を受け、その日から5年の間に設備投資を行えば、建物も含めた設備投資について、即時償却または税額控除といった税制措置を受けることが可能です。



② 制度の概要

これまでの設備投資税制では対象になりにくかった建物も、一定の要件を満たせば即時償却または税額控除の対象になります。ただし、建物のみの投資計画は対象外となりますのでご注意ください。

制度の基本情報

対象業種	幅広い業種が対象 ※風俗営業等の用に供する場合など一部業種を除く
対象者	青色申告書を提出し、投資計画の確認を受けた法人・個人
対象設備	機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、一定のソフトウェア
措置期間	令和11年3月31日までに投資計画の確認を受け、確認日から5年以内に取得・事業供用
措置内容	即時償却または税額控除



② 制度の概要

■ 主要要件

以下の要件を満たす、**経済産業大臣の確認を受けた**設備が対象です。

- ① 投資利益率:年平均15%以上
- ② 投資下限額:35億円以上(中小企業者等は5億円以上)
- ③ 投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくもの
- ④ 生産等設備を構成するもの
- ⑤ 国内投資であること、中古資産でないこと、貸付の用に供する資産ではないこと
- ⑥ 試験研究の用に供するものではないこと

など

② 制度の概要

措置内容

要件を満たした設備投資について、以下の2つから選択できます。

即時償却

取得価額の全額を取得年度に一括で経費計上できます。

税額控除

法人税額から直接差し引くことができます。(上限:法人税額の20%)

設備区分	税額控除率
機械装置、工具、器具備品、一定のソフトウェア等	7%
建物、建物附属設備、構築物	4%

③ 申請のながれ

STEP1 投資計画の策定

取締役会等で決議

STEP2 事前確認書の取得

税理士・公認会計士に依頼

STEP3 確認申請・確認書の取得

所轄の経済産業局へ申請

STEP4 設備の取得・事業供用

確認日から5年以内

STEP5 事後照合の申請・事後照合書の取得

所轄の経済産業局へ申請

STEP6 税務申告

確認書・事後照合書を提出

⚠ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です
⚠ 申請にはパートナーシップ構築宣言の公表が必要です

④ ご注意いただきたい3つのポイント

他の設備投資減税とは併用できません

中小企業経営強化税制など3つの税制が、会社として投資計画の期間中は使えなくなります。

設備を取得する前に確認を受けてください

確認書の発行前に取得した設備は対象外。発行まで30日程度かかります。

投資計画の決議は令和7年12月26日以後のものに限ります

それ以前に決議済みでも、要件を満たせば適用できる場合があります。

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会